

# I. 包括外部監査の概要

## 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件

### (1) 監査のテーマ

県が設置している特別会計及び県税未収金（未納繰越額）の債権等の管理について

### (2) テーマの選定理由

県が特別会計に計上している債権（貸付金等）及び特別会計予算で購入した固定資産の管理に係る事務並びに県税未収金（未納繰越額）の債権管理に係る事務（徴収手続）が、法令・規則・規程等に照らして適切に実施されているかについて検証する。

県では平成 22 年度において 11 の特別会計が計上されており、同年度の予算現額は 73,096 百万円である。このうち収入額の経過勘定として計上される公債管理特別会計と証紙収入整理特別会計を除く予算現額は 19,107 百万円であるが、これらの特別会計に係る貸付金及び未収金等の残高は 8,797 百万円に上る。

一方、平成 22 年度における現年度分の県税収入は調定額が 178,777 百万円に対して、収入済額は 176,238 百万円であり、収入割合は 98.58% となっている。

福島県の財政は、震災及び原発事故の後に大幅に予算規模が拡大したが、これは緊急の災害対策を中心としたものであり、依然として財政健全化に向けての努力が喫緊の課題であることは変わりがない。このような中で、県税収入の徴収率を高めることや、特別会計において計上されている貸付金・未収入金等の債権管理を適正に行い、未納額の徴収又は徴収を促進することは、限られた財政資金の効率的な活用に大きく資するものと考えることから、特定の事件として選定した。

### (3) 監査の範囲

平成 23 年度において県が計上している 11 の特別会計のうち、公債管理特別会計と証紙収入整理特別会計を除く 9 つの特別会計について、新規貸付実行及び未収計上、並びに債権の徴収や督促・催告などの債権管理を対象とした。

また、県税については、平成 22 年度において収入割合が 99% 未満の税目のうち、不動産取得税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税の 4 つの税目

を対象とした。平成 22 年度の県税の収入割合は、福島県監査委員が作成した「平成 22 年度福島県歳入歳出決算審査意見について」に記載された以下のデータに基づいて判定した。

なお、収入割合が 97.17% である県民税を除外したのは、県民税は市町村が賦課徴収の権限を有していることから、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故後の被災者に対する対応状況等を踏まえて、対象範囲を限定したことによるものである。

平成 22 年度の県税の収入割合 (単位:円)

税目	調定額	収入済額	収入割合
県民税	60,114,862,777	58,414,265,079	97.17%
事業税	29,578,184,300	29,504,484,737	99.75%
地方消費税	20,651,446,157	20,651,446,157	100.00%
不動産取得税	3,815,879,960	3,659,511,816	95.90%
県たばこ税	3,840,106,216	3,837,124,845	99.92%
ゴルフ場利用税	817,889,098	802,432,023	98.11%
自動車取得税	2,946,294,300	2,946,294,300	100.00%
軽油引取税	20,887,284,419	20,613,555,098	98.69%
自動車税	30,806,824,515	30,503,531,404	99.02%
鉱区税	12,762,200	12,710,400	99.59%
核燃料税	4,645,387,400	4,645,387,400	100.00%
狩猟税	66,800,000	66,800,000	100.00%
産業廃棄物税	593,717,880	580,828,360	97.83%
計	178,777,439,222	176,238,371,619	98.58%

### 3. 外部監査の対象期間

特別会計については、平成 23 年度において県が設置している 11 の特別会計のうち、公債管理特別会計及び証紙収入整理特別会計を除く 9 つの特別会計について、平成 23 年度の新規貸付の実行等及び債権回収や督促・催告などの債権管理等を対象とした。ただし、必要に応じて平成 22 年度以前の貸出実行や回収管理についても対象とした。

県税については、平成 23 年度末の未納額の徴収状況及び平成 23 年度の不納欠損額に係る債権管理の状況を対象とした。ただし、必要に応じて平成 22 年度以前の徴収等に係る管理の状況についても対象とした。

#### 4. 外部監査の実施期間

平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月まで

#### 5. 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	鈴木和郎
同補助者	公認会計士	橋本勉
同補助者	公認会計士	佐藤成
同補助者	公認会計士	富樫健一
同補助者	公認会計士	高久健一
同補助者	公認会計士	鈴木康将
同補助者	公認会計士	齋藤健
同補助者	公認会計士試験合格者	今野剛嗣

(注) 補助者のうち、鈴木康将は平成 24 年 8 月 12 日に、齋藤健は平成 24 年 9 月 21 日に、それぞれ公認会計士に登録された。

#### 6. 外部監査の方法

##### (1) 監査の要点

- ① 特別会計の予算の執行は、予算議決の目的に基づいて適正に行われているか。
- ② 特別会計で管理している債権の計上及び徴収に係る事務は、法令・規則・規程等に準拠して行われているか。
- ③ 特別会計に係る貸付金や未収金の回収状況について、債務者ごとの管理台帳の整備及び証憑等の保管並びに返済状況等の管理が、適時適切に行われているか。
- ④ 特別会計により取得した財産等が、適切に管理されているか。
- ⑤ 県税の滞納未収金について、回収規程(マニュアル)等が整備され、法令・規則・規程等に準拠して回収事務手続が行われているか。
- ⑥ 県税の滞納未収金について、法令・規則・規程等に準拠して支払猶予、不納欠損処理等が行われているか。
- ⑦ 県税の滞納未収金について、将来の回収可能性の検討が行われているか。

## (2) 主な監査手続

- ① 関係法令、条例、規則等を入手し、法規準拠性を確かめる。
- ② 新規貸付実行に関して、条例、規則等に従った手続が行われているか否か確かめる。
- ③ 貸付金、未収入金、県税未収金等に係る徴収処理が、条例、規則等に従って適切に行われているか否か確かめる。
- ④ 担当する部局等の担当者からのヒアリングを実施する。
- ⑤ 関係書類の閲覧、分析、照合を行う。
- ⑥ 徴収不能の不納欠損処理が適切に行われているか否か確かめる。

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。